

## 外国からの渡航者に対するブラジル政府の新たな入国制限措置について (続報)

2021年12月11日

◎12月11日に施行予定であった、ブラジルへの入国時のワクチン接種証明書の提示等に関する政令661号については、10日付で新たに公布された政令662号によりその施行日が延期され、12月18日から施行されることになりました。

(政令662号)

<http://www.in.gov.br/web/dou/-/portaria-interministerial-n-662-de-10-de-dezembro-de-2021-366337535>

今般施行が延期された政令661号(12月8日付)の概要は以下のとおりです。

○ブラジル入国(空路)に際しては、航空機への搭乗前に、(従来より求められている陰性証明書と健康状態申告書に加えて、)ワクチンの最終(2回目)接種(または1回接種のワクチンについては1回目接種)を受けた証明書の提示が求められることになりました。

○有効なワクチン接種証明書の要件については以下のとおりです。

・衛生監督庁(ANVISA)、世界保健機関(WHO)、あるいは旅行者がワクチンを接種した国の当局が承認したワクチンであること。

・最終接種日から14日間が経過していること。

・印刷物または電子ファイルにて提示すること。

○上述の有効なワクチン接種証明書が提示できない場合は、ブラジル国内の最終目的地の住所にて5日間の隔離措置が求められ、隔離期間経過後のPCR検査・抗原検査で陰性となれば隔離は終了となります(陽性の場合は、保健省の基準に従って引き続き隔離)。

○陸路によるブラジル入国についても、PCR陰性証明書、健康状態報告書及びワクチン接種証明書の提示により入国が可能となりました。

(政令661号)

<https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-interministerial-n-661-de-8-de-dezembro-de-2021-366015007>

※なお、本記事においては、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する、ブラジル政府の措置・規制については、ブラジル政府当局(在東京ブラジル総領事館等)が提供する情報に依拠するようにしてください。

在東京ブラジル総領事館 HP : <http://cgtoquio.itamaraty.gov.br/ja/Main.xml>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp